

第3四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

太陽誘電株式会社

(E01824)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	18
(4) 【ライツプランの内容】	18
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	19
(6) 【大株主の状況】	19
(7) 【議決権の状況】	20
【発行済株式】	20
【自己株式等】	20
2 【株価の推移】	20
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	20
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
(1) 【四半期連結貸借対照表】	23
(2) 【四半期連結損益計算書】	25
【第3四半期連結累計期間】	25
【第3四半期連結会計期間】	26

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	27
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	28
【表示方法の変更】	29
【簡便な会計処理】	31
【注記事項】	32
【事業の種類別セグメント情報】	34
【所在地別セグメント情報】	34
【海外売上高】	35
【セグメント情報】	36
２【その他】	39
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	40
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第70期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	太陽誘電株式会社
【英訳名】	TAIYO YUDEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神崎 芳郎
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野6丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 横田 年昭
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野6丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 横田 年昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第3四半期連結 累計期間	第70期 第3四半期連結 累計期間	第69期 第3四半期連結 会計期間	第70期 第3四半期連結 会計期間	第69期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	147,584	164,490	52,588	51,613	195,690
経常利益（百万円）	2,589	8,113	2,467	1,575	1,966
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（ ）（百万円）	142	2,099	1,562	1,049	680
純資産額（百万円）	-	-	138,035	129,023	139,263
総資産額（百万円）	-	-	230,951	219,545	236,361
1株当たり純資産額（円）	-	-	1,169.21	1,092.51	1,179.82
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期（当期）純損失 金額（ ）（円）	1.21	17.86	13.28	8.92	5.78
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額（円）	1.15	-	12.69	8.52	-
自己資本比率（％）	-	-	59.5	58.5	58.7
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	17,756	20,111	-	-	25,662
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	4,193	13,183	-	-	8,918
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,319	7,244	-	-	8,775
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	-	40,453	38,150	40,451
従業員数（人）	-	-	17,210	17,265	17,836

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．第69期潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び第70期第3四半期連結累計期間潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	17,265
---------	--------

（注）1 従業員数は就業人員数であります。

2 臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員は、当該臨時従業員の総従業員数に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。なお、臨時従業員には派遣社員は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,011
---------	-------

（注）1 従業員数は就業人員数であります。

2 臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員は、当該臨時従業員の総従業員数に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。なお、臨時従業員には派遣社員は含まれておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	生産高（百万円）	前年同期比（％）
コンデンサ	24,448	-
フェライト及び応用製品	7,336	-
モジュール	5,221	-
その他電子部品	3,788	-
電子部品 計	40,794	-
記録製品	4,304	-
その他	2,942	-
記録製品その他 計	7,247	-
合計	48,041	-

（注）1 金額は、当第3四半期連結会計期間の平均販売単価を用いております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
コンデンサ	20,737	-	13,768	-
フェライト及び応用製品	6,752	-	4,137	-
モジュール	7,386	-	2,559	-
その他電子部品	2,634	-	1,472	-
電子部品 計	37,509	-	21,938	-
記録製品	5,866	-	241	-
その他	3,113	-	-	-
記録製品その他 計	8,979	-	241	-
合計	46,489	-	22,179	-

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別		販売高（百万円）	前年同期比（％）
	コンデンサ	23,958	-
	フェライト及び応用製品	7,401	-
	モジュール	7,532	-
	その他電子部品	3,733	-
電子部品 計		42,625	-
	記録製品	5,874	-
	その他	3,113	-
記録製品その他 計		8,987	-
合計		51,613	-

（注）1 主要な販売先は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く市場環境は、中国をはじめとする新興国における堅調な景気拡大に牽引されて、世界経済は緩やかな回復基調が継続しました。一方、新興国の経済発展はさまざまな素材価格の高騰を招くことにつながりました。国内経済では、各国による経済対策一巡後の景気後退への不安、米国経済の先行き懸念、歴史的な円高による企業収益の圧迫等の不安材料から、景気の先行きに対する不透明感が広がっています。機器別の動向は、スマートフォンを中心とする通信機器や民生機器向けの受注が前年同期に対して増加しましたが、セットメーカーの在庫調整により情報機器と部品向けの受注は減少しました。

このような状況下、当社グループは、以下のような取り組みを行いました。

コンデンサは、主力の積層商品群において生産性改善を主体とした原価低減の推進と、売上の拡大を目指した市場開拓強化などの体質強化に取り組んできました。フェライト及び応用製品は、デジタル機器の電源回路向けに巻線インダクタの販売拡大と安定供給に努めてきました。モジュールは、Bluetooth®と無線LANのコンビネーションモジュールの商品力強化と積極的なプロモーションを推進してきました。その他電子部品は、スマートフォンをはじめとする携帯電話市場に向けた商品を供給してきました。記録製品は、CD-R、DVD-R等といった既存製品市場の急速な縮小などによって収益性が悪化しており、今後も非常に厳しい事業環境が続くものと予想されることから、棚卸資産の削減や人員の配置転換等をはじめとする構造改革を行いました。

当第3四半期連結会計期間の連結売上高は516億13百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益は21億21百万円（前年同期比16.5%減）、経常利益は15億75百万円（前年同期比36.2%減）、四半期純利益は10億49百万円（前年同期比32.9%減）となりました。

当第3四半期連結会計期間における期中平均の為替レートは1米ドル82.98円と前年同期の平均為替レートである1米ドル90.38円と比べ7.40円の円高となりました。

製品別の売上高は次のとおりであります。

< 電子部品 >

[コンデンサ]

積層セラミックコンデンサをはじめ、各種コンデンサが含まれます。

当第3四半期連結会計期間は、通信機器や民生機器向けの売上が前年同期を上回りましたが、部品や情報機器向けが減少し、売上高は239億58百万円となりました。

[フェライト及び応用製品]

フェライトコア、その応用製品である各種インダクタが含まれます。

当第3四半期連結会計期間は、部品向けの売上が前年同期比で増加した一方、民生機器向けが減少し、売上高は74億1百万円となりました。

[モジュール]

各種電源モジュール、高周波モジュールが含まれます。

当第3四半期連結会計期間は、電源モジュール、高周波モジュールとも売上が前年同期比で減少し、売上高は75億32百万円となりました。

[その他電子部品]

上記区分に属さない電子部品が含まれます。

主な製品はSAWフィルタなどのSAW/FBARデバイスで、売上高は37億33百万円となりました。

< 記録製品その他 >

[記録製品]

CD-R、DVD-R/DVD+R、BD-Rが含まれます。

当第3四半期連結会計期間は、CD-R、DVD-R/DVD+Rの売上が前年同期を下回り、売上高は58億74百万円となりました。

[その他]

主なものは関係会社における実装事業で、売上高は31億13百万円となりました。

(2) 財政状態の変動状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に対して168億16百万円減少しました。流動資産は50億64百万円減少しており、主な要因は、受取手形及び売掛金の減少43億81百万円であります。固定資産は117億51百万円減少しており、主な要因は、有形固定資産の減少112億26百万円であります。

負債は、65億76百万円減少しました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加4億76百万円、短期借入金の減少29億0百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加77億49百万円、長期借入金の減少103億52百万円であります。純資産は、102億39百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは57億13百万円の収入(前年同期比18.8%減)となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益13億60百万円、減価償却費45億13百万円、賞与引当金の減少24億34百万円、売上債権の減少39億57百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは50億49百万円の支出(前年同期比146.6%増)となりました。主な要因は、固定資産の取得による支出51億27百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは14億57百万円の支出(前年同期比55.4%減)となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出5億73百万円、配当金の支払による支出5億91百万円であります。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に対して11億44百万円減少し、381億50百万円となりました。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の当社グループにおける研究開発費は21億74百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社の株式の大規模買付行為に関する対応策

買収防衛策の非継続

当社は、平成22年2月22日開催の当社取締役会において、平成22年6月29日開催の当社第69期定時株主総会終結の時をもって「当社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続しないことを決議いたしました。その理由は、以下の通りです。

当社は、平成24年3月期を最終年度とする「中期計画」を策定し、平成22年3月期より開始いたしました。本中期計画の達成、ならびにコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたさらなる株主視点の経営の実現が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと考えております。また、金融商品取引法の改正により、株式の大規模買付行為に対する手続きが整備、変更されたため、株主の皆様、ならびに当社取締役会が大規模買付行為を適切に判断するための情報や時間を確保するという本プランの導入目的も、一定程度担保されるようになりました。

なお、本プラン非継続後も引き続き、当社株式の大規模買付が行われた際には、株主共同の利益の確保、向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	120,481,395	120,481,395	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であり ます。
計	120,481,395	120,481,395	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権及び新株予約権付社債の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(a) 平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	8個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日～ 平成37年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成37年6月30日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成37年7月1日から平成37年7月31日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月間とする。

(3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(b) 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の決議日（平成18年 6 月29日）	
	第 3 四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	17個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年 8 月24日 ~ 平成38年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1,512.4円 資本組入額 757円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成38年 7 月23日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年 7 月24日から平成38年 8 月23日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

株主総会の決議日（平成19年 6 月28日）	
	第 3 四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	23個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	23,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月14日 ~ 平成39年 7 月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 2,762円 資本組入額 1,381円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成39年 6 月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年 6 月14日から平成39年 7 月13日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成19年 6 月28日）	
	第 3 四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	34個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月14日 ~ 平成39年 7 月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 2,762円 資本組入額 1,381円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成39年 6 月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年 6 月14日から平成39年 7 月13日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成20年 6 月27日）	
	第 3 四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	34個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月15日 ~ 平成40年 7 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 967円 資本組入額 484円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成40年 6 月14日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年 6 月15日から平成40年 7 月14日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成21年 5 月25日）	
	第 3 四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	34個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	平成21年 6 月10日～ 平成41年 6 月 9 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 948円 資本組入額 474円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成41年 5 月 9 日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年 5 月10日から平成41年 6 月 9 日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成22年 6 月29日）	
	第 3 四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	39個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	平成22年 7 月22日 ~ 平成42年 7 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1,014円 資本組入額 507円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成42年 6 月21日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成42年 6 月22日から平成42年 7 月21日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

新株予約権付社債

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年4月27日発行）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	4,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,339,028株
新株予約権の行使時の払込金額	5,000,000円
新株予約権の行使期間	平成19年5月11日～ 平成26年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,746円 資本組入額 1,873円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）
新株予約権付社債の残高	20,000百万円

（注） 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

（1）組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を斟酌するものとする。）、これを行うことが可能であり、（ ）そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(1)に記載の当社の努力義務は、組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合で、当該組織再編等の効力発生日（但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日）において承継会社等が日本の上場会社であることを当社は予想していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当社が受託会社に対して交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

（2）上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

（ ）新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

（ ）新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

()新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行} & + & \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} & \\ & & & \text{株式数} & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} & & \\ & & & & \text{時価} & & \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (イ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ロ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

()新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

()新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日となる2014年4月14日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとする。

()その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

()新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

()組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

()その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年 平成22年 10月1日 ~ 12月31日	-	120,481,395	-	23,557	-	41,450

(6) 【大株主の状況】

住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から平成22年11月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成22年11月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	4,221	3.50
日興アセットマネジメント株式会 社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタ ウン・タワー	3,329	2.76
計	-	7,550	6.27

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から平成22年12月6日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成22年11月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
J P モルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	3,707	3.08
ジェー・ピー・モルガン・チェー ス・バンク・ナショナル・アソシ エーション	アメリカ合衆国 オハイオ州 コロンバス市 ボラリス・パークウェー1111	188	0.16
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,294	1.90
ジェー・ピー・モルガン・セキュ リティーズ・リミテッド (J.P.Morgan Securities Ltd.)	英国、ロンドン、EC2Y 5AJ、ロンドン・ウ ォール125	1,339	1.11
計	-	7,528	6.25

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,879,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 116,615,000	116,615	-
単元未満株式	普通株式 987,395	-	-
発行済株式総数	120,481,395	-	-
総株主の議決権	-	116,615	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 太陽誘電株式会社	東京都台東区上野 6丁目16番20号	2,879,000	-	2,879,000	2.38
計	-	2,879,000	-	2,879,000	2.38

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	1,593	1,419	1,396	1,221	1,135	1,070	1,043	1,205	1,263
最低（円）	1,383	1,109	1,125	1,038	924	920	927	992	1,093

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員	事業、品質保証、開発担当 電子部品事業本部長	取締役	電子部品事業本部長 兼品質保証室、開発 研究所担当	登坂 正一	平成22年 7 月21日
取締役 専務執行役員	営業担当 営業本部長	取締役	営業本部長	柳沢 勝美	平成22年 7 月21日
取締役 常務執行役員	経営、資材、CSR・内部統制担当 経営本部長兼資材本部長	取締役	経営本部長兼資材本部長兼CSR・内部統制室担当	外丸 隆	平成22年 7 月21日
取締役 常務執行役員	複合デバイス事業担当 複合デバイス事業本部長	取締役	複合デバイス事業本部長	綿貫 英治	平成22年 7 月21日
取締役 上席執行役員	記録メディア事業担当 記録メディア事業本部長	取締役	記録メディア事業本部長	望月 明彦	平成22年 7 月21日
取締役 上席執行役員	中華圏担当	取締役	中華圏担当	堤 精一	平成22年 7 月21日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,295	41,785
受取手形及び売掛金	² 44,316	48,698
商品及び製品	12,537	10,842
仕掛品	9,102	8,148
原材料及び貯蔵品	9,859	9,651
その他	5,420	7,526
貸倒引当金	211	266
流動資産合計	121,321	126,386
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	61,057	64,511
機械装置及び運搬具	178,014	193,309
工具、器具及び備品	17,471	18,429
土地	7,712	7,799
建設仮勘定	7,634	5,655
減価償却累計額	188,579	195,166
有形固定資産合計	83,311	94,537
無形固定資産		
のれん	2,857	3,490
その他	747	742
無形固定資産合計	3,605	4,232
投資その他の資産		
投資有価証券	5,069	5,257
その他	6,482	6,257
貸倒引当金	244	310
投資その他の資産合計	11,307	11,205
固定資産合計	98,223	109,975
資産合計	219,545	236,361

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)当第3四半期連結会計期間末
(平成22年12月31日)

負債の部

流動負債

支払手形及び買掛金	19,020	18,543
短期借入金	2,967	5,867
1年内返済予定の長期借入金	11,810	4,061
未払法人税等	1,053	1,564
賞与引当金	1,307	2,720
役員賞与引当金	61	22
その他	14,042	12,792
流動負債合計	50,262	45,573

固定負債

転換社債型新株予約権付社債	20,000	20,000
長期借入金	11,657	22,010
退職給付引当金	3,295	3,262
役員退職慰労引当金	128	136
負ののれん	56	72
その他	5,120	6,043
固定負債合計	40,259	51,524

負債合計

	90,521	97,098
--	--------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	23,557	23,557
資本剰余金	41,471	41,471
利益剰余金	92,708	95,984
自己株式	3,612	3,592
株主資本合計	154,123	157,420

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	516	695
繰延ヘッジ損益	82	96
為替換算調整勘定	26,251	19,259
評価・換算差額等合計	25,651	18,661

新株予約権

	287	248
--	-----	-----

少数株主持分

	264	256
--	-----	-----

純資産合計

	129,023	139,263
--	---------	---------

負債純資産合計

	219,545	236,361
--	---------	---------

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	147,584	164,490
売上原価	119,464	126,238
売上総利益	28,120	38,251
販売費及び一般管理費	¹ 23,738	¹ 28,027
営業利益	4,381	10,223
営業外収益		
受取利息	190	143
受取配当金	49	80
持分法による投資利益	10	19
助成金収入	153	58
その他	163	119
営業外収益合計	568	421
営業外費用		
支払利息	471	360
為替差損	1,625	1,607
休止固定資産減価償却費	-	486
その他	263	77
営業外費用合計	2,361	2,531
経常利益	2,589	8,113
特別利益		
前期損益修正益	41	-
固定資産売却益	63	904
その他	5	125
特別利益合計	110	1,029
特別損失		
固定資産除売却損	375	2,036
減損損失	-	7,228
たな卸資産廃棄損	625	252
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	27
その他	224	6
特別損失合計	1,225	9,552
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,473	408
法人税、住民税及び事業税	1,670	1,679
法人税等調整額	360	2
法人税等合計	1,309	1,682
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	2,091
少数株主利益	21	8
四半期純利益又は四半期純損失()	142	2,099

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	52,588	51,613
売上原価	41,364	40,280
売上総利益	11,223	11,333
販売費及び一般管理費	¹ 8,684	¹ 9,211
営業利益	2,539	2,121
営業外収益		
受取利息	51	42
受取配当金	19	27
持分法による投資利益	10	4
為替差益	2	-
助成金収入	-	22
その他	49	38
営業外収益合計	133	134
営業外費用		
支払利息	150	107
為替差損	-	479
休止固定資産減価償却費	-	56
その他	54	36
営業外費用合計	205	680
経常利益	2,467	1,575
特別利益		
前期損益修正益	41	-
固定資産売却益	10	6
その他	5	10
特別利益合計	57	3
特別損失		
固定資産除売却損	191	81
減損損失	-	1
たな卸資産廃棄損	-	138
その他	31	0
特別損失合計	222	218
税金等調整前四半期純利益	2,302	1,360
法人税、住民税及び事業税	507	136
法人税等調整額	226	172
法人税等合計	734	309
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,051
少数株主利益	5	2
四半期純利益	1,562	1,049

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	1,473	408
減価償却費	17,600	14,481
減損損失	-	7,228
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	27
のれん償却額	182	633
負ののれん償却額	20	15
貸倒引当金の増減額 (は減少)	64	99
賞与引当金の増減額 (は減少)	47	1,392
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	-	38
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	5	1
受取利息及び受取配当金	239	224
支払利息	471	360
持分法による投資損益 (は益)	10	19
固定資産除売却損益 (は益)	312	1,133
売上債権の増減額 (は増加)	14,958	241
たな卸資産の増減額 (は増加)	1,099	4,448
仕入債務の増減額 (は減少)	10,691	3,844
その他	1,936	904
小計	18,560	22,285
利息及び配当金の受取額	261	222
利息の支払額	441	382
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	624	2,014
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,756	20,111
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (は増加)	2,791	976
固定資産の取得による支出	6,841	13,056
固定資産の売却による収入	162	968
投資有価証券の取得による支出	340	75
その他	34	43
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,193	13,183
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	5,019	2,733
長期借入れによる収入	6,000	-
長期借入金の返済による支出	6,526	2,603
自己株式の取得による支出	10	20
配当金の支払額	1,174	1,180
セール・アンド・リースバックによる収入	1,655	-
リース債務の返済による支出	243	704
その他	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,319	7,244
現金及び現金同等物に係る換算差額	900	1,984
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	7,342	2,301
現金及び現金同等物の期首残高	33,110	40,451
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 40,453	¹ 38,150

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)									
1．連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3 四半期連結累計期間の連結範囲の異動は、連結子会社同士の合併による2社の減少で、以下のとおりであります。 <table><tr><td>合併年月日</td><td>(旧)</td><td>(新)</td></tr><tr><td>平成22年7月1日</td><td>太陽福祉株式会社</td><td>サンヴァーテックス株式会社に吸収合併</td></tr><tr><td>平成22年7月31日</td><td>TRDA INC.</td><td>TAIYO YUDEN(U.S.A.) INC.に吸収合併</td></tr></table> (2) 変更後の連結子会社の数 35社	合併年月日	(旧)	(新)	平成22年7月1日	太陽福祉株式会社	サンヴァーテックス株式会社に吸収合併	平成22年7月31日	TRDA INC.	TAIYO YUDEN(U.S.A.) INC.に吸収合併
合併年月日	(旧)	(新)								
平成22年7月1日	太陽福祉株式会社	サンヴァーテックス株式会社に吸収合併								
平成22年7月31日	TRDA INC.	TAIYO YUDEN(U.S.A.) INC.に吸収合併								
2．会計処理基準に関する事項の変更	「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1 四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 この変更による四半期連結財務諸表に与える影響はありません。 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1 四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による第3 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。 企業結合に関する会計基準等の適用 当第2 四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。									

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めていた「休止固定資産減価償却費」は、重要性が増したため当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「休止固定資産減価償却費」は1億35百万円であります。

前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「減損損失」は、特別損失総額の100分の20を超えたため当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「減損損失」は1億8百万円であります。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「減損損失」は1億8百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「助成金収入」は7百万円であります。

前第3四半期連結会計期間において営業外費用の「その他」に含めていた「休止固定資産減価償却費」は、重要性が増したため当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「休止固定資産減価償却費」は36百万円であります。

前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「減損損失」は、重要性が増したため当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「減損損失」は28百万円であります。

前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「たな卸資産廃棄損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「たな卸資産廃棄損」は2百万円であります。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
1 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金について保証を行っております。 高崎市倉賀野団地鍍金協同組合 6百万円 2 当第 3 四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第 3 四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第 3 四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。 受取手形 64百万円	1 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金について保証を行っております。 高崎市倉賀野団地鍍金協同組合 8百万円 _____

(四半期連結損益計算書関係)

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 4,862百万円 研究開発費 5,532 従業員給料手当 5,584 賞与引当金繰入額 300 減価償却費 443	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 4,902百万円 研究開発費 6,410 従業員給料手当 7,705 賞与引当金繰入額 510 役員賞与引当金繰入額 61 減価償却費 437

前第 3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 1,828百万円 研究開発費 2,122 従業員給料手当 2,101 賞与引当金繰入額 34 減価償却費 158	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 1,473百万円 研究開発費 2,174 従業員給料手当 3,207 賞与引当金繰入額 475 役員賞与引当金繰入額 27 減価償却費 165

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 41,746百万円	現金及び預金勘定 40,295百万円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期 1,293	預入期間が 3 ヶ月を超える定期 2,144
預金	預金
現金及び現金同等物 40,453	現金及び現金同等物 38,150

(株主資本等関係)

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) 及び当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数

普通株式 120,481,395株

2 . 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,888,129株

3 . 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 287百万円

4 . 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	588	5	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金
平成22年11月 5 日 取締役会	普通株式	588	5	平成22年 9 月30日	平成22年12月 3 日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

電子部品事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	16,556	30,412	5,619	52,588	-	52,588
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	34,038	16,830	424	51,294	(51,294)	-
計	50,595	47,243	6,043	103,882	(51,294)	52,588
営業利益	2,299	255	324	2,878	(339)	2,539

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	45,536	86,535	15,513	147,584	-	147,584
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	100,527	53,886	1,029	155,443	(155,443)	-
計	146,063	140,422	16,542	303,028	(155,443)	147,584
営業利益又は営業損失 ()	115	4,640	852	5,377	(996)	4,381

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、香港、韓国、中国、マレーシア、シンガポール

(2) その他の地域.....アメリカ、ドイツ

【海外売上高】

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	32,194	3,508	2,327	143	38,173
連結売上高(百万円)					52,588
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	61.2	6.7	4.4	0.3	72.6

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	92,467	8,688	6,402	425	107,984
連結売上高(百万円)					147,584
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	62.7	5.9	4.3	0.3	73.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、香港、韓国、中国、マレーシア、シンガポール

(2) 北米.....アメリカ、カナダ、メキシコ

(3) ヨーロッパ.....ドイツ、イギリス、フィンランド、スウェーデン、フランス、イタリア

(4) その他の地域.....南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループの事業セグメントは、事業の性質に基づき区分しており、「電子部品事業」及び「記録製品その他事業」の2つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

「電子部品事業」は「コンデンサ」、「フェライト及び応用製品」、「モジュール」及び「その他電子部品」であります。「記録製品その他事業」は主に「記録製品」及び子会社の実装事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	電子部品	記録製品 その他	合計
売上高			
外部顧客への売上高	140,383	24,107	164,490
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	140,383	24,107	164,490
セグメント利益又は損失（ ）	12,966	2,742	10,223

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	電子部品	記録製品 その他	合計
売上高			
外部顧客への売上高	42,625	8,987	51,613
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	42,625	8,987	51,613
セグメント利益又は損失（ ）	2,561	440	2,121

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書の営業利益は一致しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれんの発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 1,092.51円	1 株当たり純資産額 1,179.82円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 1.21円	1 株当たり四半期純損失金額() 17.86円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 1.15円	なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()	142百万円	2,099百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()	142百万円	2,099百万円
普通株式の期中平均株式数	117,605千株	117,602千株
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	-	-
普通株式増加数	5,507千株	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	13.28円	1株当たり四半期純利益金額	8.92円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	12.69円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	8.52円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	1,562百万円	1,049百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益	1,562百万円	1,049百万円
普通株式の期中平均株式数	117,618千株	117,598千株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	-	-
普通株式増加数	5,488千株	5,527千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額.....588百万円
- (2) 1株当たりの金額.....5円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月15日

太陽誘電株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太陽誘電株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

太陽誘電株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北川 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 幸夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太陽誘電株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。